

地域でつくる10年の設計図！

～『地域計画』策定！定期見直しがカギ！～

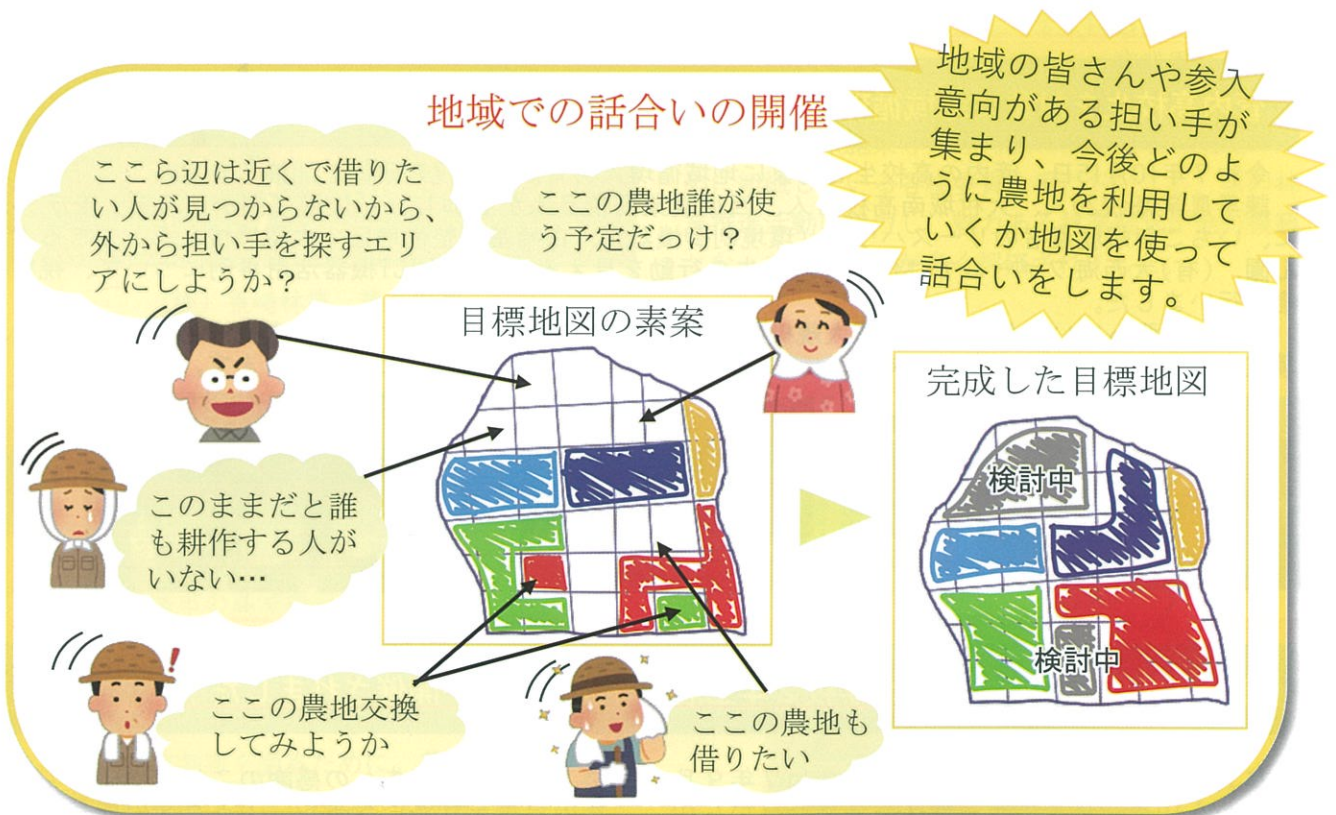
全 域

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「人・農地プラン」は「地域計画」として法定化され、令和7年8月末時点で管内9市町140地区において策定され、市町のホームページで公表されています（※個人情報保護の観点から未公表の箇所があります）。

地域計画の目的は、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における10年後の農地利用の明確化（目標地図）を通じて①将来にわたる適正な農地利用の確保、②農地の集約化の推進による生産性向上を図ることです。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がいない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

地域計画は、一度作って終わりではなく、毎年、ブラッシュアップしていくことが重要です。そのため、今後も、随時、地域での話し合いが開催されますので、是非、ご参加をお願いします。

また、現在、管内では37%、4,162haの農地において10年後の耕作者が未定となっており、担い手が不足している状況です。規模拡大の意向がある農業者におかれましては、積極的に市町（農地が所在する地域外の市町を含む）の農政担当課へご相談のうえ、地域での話し合いへの参加についてご検討下さい。



【訂正とお詫び】

農林部だより 41号（6月号）7ページ（下段）掲載の記事タイトルに誤りがありました。

誤：『わたしたち農業がんばっています』

正：『地域で話し合い、地域計画を実現しましょう！』

お詫びして訂正いたします。

